

寛政中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

(2) 寛政中学校いじめ防止基本方針の目的

寛政中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して**教職員・生徒・保護者等が相互に協力しながら**生徒の健全育成を図り、いじめのない学校を目指すことを目的とする。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を図る。
- ③授業をはじめ、特別活動、部活動において、**生徒の居場所があり、主体的に参加・活躍ができる場面を多く創出し**、生徒に自己有用感を感じさせ、自尊感情を育成する。
- ④生徒が主体となっていじめのない生徒社会を形成するという意識を育むため、**生徒自身が**いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑤いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように家庭、地域及び関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑥**教員が生徒と向き合う時間を大切に**し、生徒の状況を常に的確に把握するように努める。
- ⑦定期的ないじめアンケートや個別の教育相談を実施し、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑧「いじめ防止対策委員会」を設置し、**全校体制で組織的に**いじめ防止に取り組む。

2. 組織の設置及び組織的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置・構成

管理職、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導専任教諭、養護教諭、**特別支援校コーディネータ、生活指導部長**を構成員として設置する。また、必要に応じて担任や心理、福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー、校内ハートフル支援員等）や**外部の専門家（弁護士等）**の参加を求め、いじめ認知の視点や、いじめを受けた生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めることができる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の運営

- 対策委員会は、原則として月に1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- また、いじめを認知した際は、直ちに対策委員会を開催し、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- 対策委員会では、校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 委員会の活動内容

- いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめ防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

●未然防止

- いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者・地域に周知する。

●早期発見・事案対処

- いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

●取組の検証

- 学校いじめ基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

3. いじめ未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止の取組

- ①生徒が居場所と役割、活動ができる授業を工夫する。そのための校内研究授業や研修会を行う。
 - ◇校内研究授業・研修会
 - ◇教育課程研修会（8月）
 - ◇初任・2年次・3年次教員研究授業
- ②生徒の自己有用感を醸成し、コミュニケーション力を高め、他者を尊重することで集団のチーム力を高めていく。
 - ◇外部講師による1年コーチングの授業（4月、5月）
 - ◇縦割り集団のチームによる体育祭（6月）
 - ◇全校ステージ発表による文化祭（10月）
 - ◇福祉・募金活動（10月、他必要に応じて）
- ③豊かな情操を培い心の通う対人交流の能力の素地を養うため体験活動を充実させる。
 - ◇3年修学旅行（5月）
 - ◇1年校外体験（1月）
 - ◇2年職場体験（1月）
- ④生徒の主体的な参画によるいじめ問題の取組を行う。（主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」「させない」「見逃さない」集団づくり。）
 - ◇生徒討論会＜心の健康教室＞（7月）
 - ◇寛政中ブロック・横浜子ども会議（7月、8月）
- ⑤いじめ防止の啓発活動を推進する。（他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重し、相手の立場に立って、物事を考えられる「思いやり」の心の育成。）
 - ◇人権講演会（6月）
 - ◇生命と性の健康教育講演会（7月）
- ⑥インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。（SNSの適切な利用と情報モラル教育の推進。）

⑦教員が生徒と向き合う時間を大切にし、そのための環境整備をする。

◇教育相談（4月、8月、1月）

◇相談活動の充実（通年）

（2）いじめの早期発見の取組

①いじめ相談窓口、学校カウンセラーの相談窓口を周知する。（4月）

②STOP『いじめ』アンケートを実施し、必要に応じて個人面接を実施する。（4月）

③担任による全生徒との教育相談を実施する。（4月・8月・1月）

④いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。（いじめアンケートを実施し、必要に応じて個人面接を実施する。同時に職員アンケートを行い、いじめの実態把握に努める。）（12月）

⑤スタディナビによる毎朝の健康観察の実施する。

⑥SCやSSW、校内ハートフル支援員等と連携した定期的な教育相談の実施する。

⑦PTA実行委員会や学校運営協議会等において、地域での見守りや情報提供の依頼と連携体制の構築する。

（3）いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で、いじめ行為に関わった生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

※ 詳細は、7.追加事項「いじめ（＝つらく、苦しい、耐え難い思い）について」を参照

①「いじめ防止対策委員会」を中核とした組織的な対応を行う。

②いじめアンケート等による点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有しながら改善に取り組む。

③いじめがあると思われる場合、適切・迅速に対処する。

④状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

⑤いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供と支援、いじめ行為に関わった生徒及び保護者への指導と支援をていねいに行う。

（4）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

1 いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※相当の期間とは、3か月を目安とする。

2 いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

※心身の苦痛を感じていないかどうかを本人・保護者に面談等により確認する。

この状態に至るまで次の点に十分に留意しながら指導を継続して行っていく。

※対策委員会での情報共有

※全職員での見守り

※生徒・保護者との信頼関係の確立（定期的に生徒の見守り及び相談活動を行うとともに、保護者との定期連絡を行う。）

（5）教職員の研修

生徒理解やいじめの防止に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質の向上に努める。また、職員情報交換会を定期的の実施し、情報を共有し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりをする。

◇職員研修会（いじめの定義理解と認知報告書の記入の仕方を含む）（4月）

◇職員情報交換会（ばほ毎月実施）

(6) 家庭・地域・関係機関との連携

- ①生徒の状況について、保護者との情報交換、共通理解を図る機会を多く設定する。
 - ◇授業参観・懇談会（4月、11月）
 - ◇家庭訪問（4月）
 - ◇保護者面談（7月、12月）
 - ◇PTA諸会議
- ②講演会や生徒の活動への保護者の参加や見学を通して、いじめ防止に向けての保護者との共通理解を深める。
 - ◇人権講演会参加（6月）
 - ◇生徒討論会＜心の健康教育＞見学（7月）
- ③いじめ問題の解決のために家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る。
 - ◇学校運営協議会（5月、10月、2月）
 - ◇学家地連総会（6月）
- ④学校だよりやHP等を使って、いじめ防止の取組を家庭・地域に発信し、共通理解を図る。
 - ◇学校だより発行（毎月 8月を除く）
 - ◇HP更新（随時）

※◇の内容と実施月は予定

(7) 年間計画（予定）

※斜体字は、主に教職員、家庭、地域の動きに関するもの

4月	◇教職員研修会 ◇授業参観・懇談会 ◇家庭訪問 ◇教職員情報交換会
5月	◇Y-Pアセスメント ◇いじめ早期発見のためのアンケート ◇学校運営協議会 ◇教職員情報交換会 ◇3年修学旅行 ◇保護者教育課程説明会（いじめ基本方針の説明）
6月	◇STOP『いじめ』アンケートの実施 ◇体育祭 ◇人権講演会 ◇学家地連総会 ◇校内研究授業・研修会
7月	◇生徒討論会＜心の健康教育＞ ◇生命と性の健康教育講演会 ◇ブロック子ども会議 ◇地区懇談会 ◇保護者面談 ◇生徒理解研修会 ◇教職員情報交換会
8月	◇教育課程研修会 ◇教育相談 ◇横浜子ども会議
9月	◇教職員情報交換会
10月	◇文化祭 ◇福祉・募金活動
11月	◇授業参観・懇談会 ◇教職員情報交換会 ◇Y-Pアセスメント
12月	◇「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施（生徒アンケート・教員アンケートの実施） ◇保護者面談 ◇教職員情報交換会
1月	◇1年校外活動 ◇2年職場体験学習 ◇生徒理解研修会 ◇教職員情報交換会
2月	◇新入生保護者説明会での「寛政中いじめ防止基本方針」説明 ◇教職員情報交換会
3月	◇教職員情報交換会

4. 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ・いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。
- ・また、生徒や保護者からいじめによる重大事態が起きたという申立てがあった場合、学校はそれを「重大事態」の判断材料の一つとして受け止め、第 8 条に基づき調査を開始する必要がある。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

② 対処・調査・報告

いじめ防止対策委員会を中核として、直に対処するとともに、再発防止も視点において調査を実施する。学校主体調査は概ね 3 か月以内に終わることを目指し、調査結果は教育委員会に報告する。

③ 生徒・保護者への情報提供及び調査結果の報告

いじめを受けた生徒や保護者に対し、適切に情報提供をし、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめ対応する組織体制や対応の流れについて、年間で 1 回、また必要に応じて組織、取組について見直しを行う。（PDCA サイクル）必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6. 参考資料

- (1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成 29 年 10 月改定）
- (2) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成 29 年 3 月 14 日改定）
- (3) 「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」
（横浜市教育委員会 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会 平成 29 年 3 月 31 日）
- (4) 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和 6 年 8 月改訂版）
- (5) 「横浜市いじめ防止基本方針」（令和 7 年 5 月改定）

7. 学校・家庭・地域でのいじめに対する取り組み

＜令和 8年2月26日 追加＞

(1) 教師として（寛政中学校 教職員）

「いじめ」（＝つらく、苦しい、耐え難い思い）について ー私たち教職員が大切にすることー

- 本校では、「いじめ」を、法に基づき、心身の苦痛を伴う行為（＝生徒がつらく、苦しく、耐え難い思いをするすべての行為）として捉え、決して許されない人権侵害であると考えています。
教職員一人ひとりが高い人権意識と専門性を持ち、学校組織としていじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

① 生徒の小さな変化に気づき、組織で支える

日常の学校生活の中で、言葉、表情、行動などの小さな変化は、いじめの重要なサインであることがあります。

教職員が気づいたことを個人で抱え込まず、速やかに学校全体で共有し、「いじめ防止対策委員会」を中核として組織的に対応します。

早期に気づき、早期に支援することが、事態の深刻化を防ぐ最も重要な取組です。

② 教職員の言動が生徒同士の関係に与える影響への自覚

「できないこと」「遅れていること」を否定的に捉える価値観や不用意な発言は、生徒同士の関係に影響を与え、いじめを助長する要因となることがあります。

特に、支援を必要とする生徒に対しては、人格と尊厳を尊重し、一人ひとりの成長を支える視点を大切にしたり関わりを徹底します。

一方で、集団生活の中で課題が見られる場合には、生徒の成長を願う立場として、適切な指導と支援を行い、周囲の生徒たちの不安や不満が高まらないよう配慮します。

適切な指導と支援の積み重ねが、いじめの予防につながります。

③ いじめを受けた生徒と保護者への支援

いじめに関する相談や訴えに対しては、保護者の切実な思いを真摯に受け止め、共感的かつ丁寧に対応します。

事実関係を正確に伝えるとともに、気づけなかったことへのお詫びや、相談していただいたことへの感謝の気持ちを伝え、信頼関係の構築に努めます。

保護者の安心が生徒の安心につながるという考えのもと、家庭と連携しながら、生徒の心の回復と安全の確保を最優先に支援します。

④ いじめた側の生徒と保護者への指導と支援

いじめは決して許されない行為であることを明確に伝え、被害を受けた生徒の苦しさへの理解を促します。

同時に、いじめた生徒の背景にある不安や悩み、困難さにも目を向け、再発防止と成長につながる指導と支援を行います。

保護者に対しては、事実や学校の対応方針を丁寧に説明し、責任追及ではなく、共に解決を目指す姿勢で連携していきます。

⑤ いじめ・トラブルの適切な見極めと組織的対応

生徒同士の関わりの中には、成長過程で起こる行き違いやトラブルもありますが、苦痛を伴う場合には速やかに介入し、いじめとして対応します。

事案の性質や深刻さについては、教職員が組織として適切に判断し、必要に応じて関係機関とも連携しながら対応します

■ むすびに

本校は、「いじめはどの学校にも起こり得る」という前提に立ち、決して見過ごさず、誰一人取り残さない学校づくりを進めていきます。

教職員が一丸となって、生徒たちが安心して学び、成長できる環境を守ることを、ここに改めて確認します。

(令和6年6月25日 職員研修会)

(2) 生徒として(寛政中学校 生徒会)

私たちは、「いじめをしない」「させないため」に「生徒間の友好関係を築けるような取組」「相談しやすい環境づくり」をしていきます。

① 生徒間の友好関係を築けるような取組

- ・ 体育祭の縦割り色別対抗や「寛政ギネス」などの学年間を超えたチームで、互いに協力、応援を合う仲間づくりをしていきます。
- ・ 週1回、挨拶運動と挨拶週間を実施し、声を掛け合う関係づくりをしていきます。
- ・ 横浜こども会議に向けて全校にアンケートを行い、全校集会で発表し、「いじめ」問題に取り組んでいきます。

② 相談しやすい環境づくり

- ・ いじめを未然に防げる活動を増やしていくと共に、いじめられている人や友だち関係で悩んでいる人がいたら、先生や周りの人に相談しやすい環境を作っていきます。そのために、先生方とも協力して、一人でつらい思いをしている人をなくせるように努めていきます。

(3) 保護者として(寛政中PTA実行委員会)

① 家庭での気付きと声かけを大切にする

どの生徒も、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなり得ることを意識し、家庭においても、いじめを「しない」「させない」ための指導に努める。

例えば、日常の会話の中で、友人関係や学校生活について話題にし、「困っていることはないか」「困っている友達はいないか」など、生徒の気持ちを丁寧に聞き取る。

また、いじめ被害や友人関係の悩みがある場合には、一人で抱え込まず、学校の教職員や保護者、信頼できる大人に相談するよう、日頃から働きかける。

② 学校・地域との情報共有と見守りの連携

学校や地域の人々など、児童生徒を見守る関係者との情報交換に積極的に努める。

例えば、学校を開く週間や地域懇談会への参加、日常的なあいさつや声かけを通して、生徒たちの様子を共有する。

その上で、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会の実現を目指し、学校・地域・家庭が相互に連携し、協働して取り組む。

③ 学校との信頼関係に基づく早期対応

学校と保護者は、生徒の健やかな成長を支えるパートナーであるという基本認識に立つ。

いじめを発見したとき、または、その疑いがあると感じたときには、生徒本人の気持ちや意思を尊重しながら、速やかに学校へ連絡する。

必要に応じて、関係機関や相談窓口（スクールカウンセラー、教育相談機関等）とも連携し、問題の早期解決と再発防止に向けて協力して対処する。

④ SNS・インターネット利用に関する家庭での指導

学校や関係機関と連携し、日頃から生徒に対して、SNSやインターネットの正しい使い方について指導する。

例えば、グループチャットでの言葉の受け取り方や、写真・動画の安易な投稿の危険性、誹謗中傷にあたる行為について家庭でも具体的に話し合う。

また、インターネット上でのいじめやトラブルに気付いた場合の相談方法や対処の仕方を家庭でも確認し、いじめの未然防止と早期対応に主体的に取り組む。

(令和8年1月9日 PTA 実行委員会)

(4) 地域として(寛政中学校運営協議会)

① 地域による見守りと、早期の情報共有

地域市民等は、登下校時や地域活動の場などにおいて、児童生徒の様子に関心を持ち、いじめの兆候や気になる変化が見られた場合には、関係する保護者や学校、関係機関等へ情報提供を行う。

地域・家庭・学校がそれぞれの立場から役割を果たしながら連携し、早期発見・早期対応に努めることで、いじめの未然防止と深刻化の防止を図る。

② 関係機関と連携した安心できる地域づくり

児童生徒の健全育成に関わる地域および関係機関は、それぞれの役割を踏まえ、情報共有と連携を図りながら、児童生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに取り組む。

いじめを「しない」「させない」「見逃さない」地域社会の実現に向け、継続的かつ協働的な取組を進める。

(令和8年2月26日 学校運営協議会)

平成26年4月1日策定
平成29年4月1日改定
平成30年2月26日改定
令和4年3月23日改定
令和6年6月25日改定
令和8年2月26日改定